

事業所から出たごみは集積所に出せません

●問合せ 環境課 216・217

町内に点在しているごみ集積所は一般家庭から出される可燃ごみ、ミックスペーパーおよびプラスチック製容器包装を収集するために設けられたものです。したがってこの集積所に事業所から出る事業系ごみを出すことはできません。

事業系のごみを集積所に出すと不法投棄に該当する場合もあり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されることがあります。



事業系ごみとは

事業所、店舗、飲食店、工場などの営利を目的とする事業だけでなく、病院、社会福祉施設など非営利の事業も含む事業活動によって発生するごみです。

事業系ごみの処理方法

事業系一般廃棄物

- 事業者自らが知多南部広域環境組合（中継施設）または知多南部広域環境センター（ゆめくりん）に直接搬入する。
- 町から事業系一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた処理業者に処理を委託する。

産業廃棄物

- 県から産業廃棄物の収集運搬の許可を受けた処理業者に処理を委託する。

事業系一般廃棄物および産業廃棄物収集運搬許可業者一覧

処理業者	電話番号	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
株式会社クリーンサービス知多	82-0017	○	○
株式会社シービック	87-3131	○	○
有限会社大井毎日	63-0851	○	○
株式会社大丸商店	65-0438	○	○
株式会社知多環境保全センター	62-1121	○	○
有限会社ニワ水質	82-6280	○	×
岬産業	63-2669	特定家庭用機器のみ○	×

※産業廃棄物の取扱品目は業者ごとに異なりますので、直接お問合せください。

ケーブルクロスオーバーを購入しました！！

●問合せ 生涯学習課 82-5200

「令和6年度スポーツ振興くじ助成金」を利用し、「ケーブルクロスオーバー」を購入しました！！

大胸筋を重点的に鍛えることができます。総合公園体育館にて、利用可能となっております。

皆様のご利用をお待ちしております。

